平成２６年（フ）第１５２号
長野県東筑摩郡筑北村西条3539番地
債務者　宮川　哲也
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１５８号
長野県安曇野市穂高5547番地１　ＭＫハイツ穂高203号
債務者　古田真理子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１６７号
徳島県徳島市中島田町４丁目118番地の１　ネオハイツ１―Ｃ号、旧住所徳島県徳島市春日１丁目４番１号
債務者　松尾　信子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２１号
大分市南春日町４番40号　しらゆりハイツ101
債務者　工藤みどり
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
宮崎県延岡市平原町５丁目721番地３　ひかり荘203、前住所宮崎県延岡市平原町３丁目1216番地６
債務者　青木　　愛（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第３６０号
埼玉県所沢市東所沢２丁目47番地の12　シルフィード東所沢305
債務者　上山　　恵
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８６号
徳島県板野郡藍住町富吉字富吉26―１、住民票上の住所徳島県板野郡板野町大寺字郡頭51番地３　板野第３団地３―７
債務者　森岡　隆盛
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
山口県大島郡周防大島町大字油良654番地
債務者　柳原　知久
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第５０号
山口県熊毛郡平生町大字佐賀2486番地の４
債務者　藤原　　翔
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第１０１３号
名古屋市北区清水３丁目１番18号
債務者　尾関　静子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０３号
神奈川県横須賀市長沢１丁目12番15号
債務者　丹野　聖司
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０８号
神奈川県横須賀市長沢３丁目32番８号　第１サニーハイツ202
債務者　高橋美代子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１２１号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番13―202号
債務者　春木　英一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１３１号
神奈川県横須賀市追浜本町１丁目104番地
債務者　鈴木　美和
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１３５号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目24番10号
債務者　山上　妙子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１７３号
青森市浪館前田１丁目21番24号　コーポ秋元Ａ棟１号室
債務者　加賀谷卓二
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８７号
神奈川県横須賀市久里浜２丁目24番８号　川戸コーポ101
債務者　岩渕　晴美
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部